

旧計画的避難区域に居住し、脳梗塞の既往症のある90歳近い高齢者が、平成23年5月の避難開始直後より体調が悪化し、同年7月に死亡した事案について、死亡の結果と原発事故による避難との間に因果関係を認め、事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料800万円が賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X1、申立人X2、申立人X3及び申立人X4（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 相続人の表明および保証

申立人らは、被申立人に対し、申立人らの知る限り、申立人らのみが、亡Aの相続人であることを表明し、保証する。

### 第2 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、本件事故に関し、下記損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

### 記

	項目	期間	金額
1	亡Aの死亡慰謝料（相続人らの固有の慰謝料を含む）	—	8,000,000円
2	亡Aの逸失利益	—	240,000円
3	亡Aの葬儀関連費用	—	514,893円
4	避難費用（帰宅費用）	自 平成23年3月11日 至 平成23年7月30日	10,000円
5	生命身体損害（医療費、入通院慰謝料、証明書取得費用）	自 平成23年3月11日 至 平成23年7月30日	203,100円
6	相続関係資料費用等	—	2,215円
	合計		8,970,208円

### 第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項記載の損害項目についての和解金として、897万208円の支払義務があることを認める。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 清算

申立人ら及び被申立人は、申立人らと被申立人との間には、第2項に掲げる損害項目（括弧内記載の事項及び同項の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第2項の表、1乃至3及び5の項目につい

ては、本清算条項の対象外とする。

## 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月25日

（仲介委員 友納治夫）